市役所からのお知らせ

011 可が可能になります。 認可の要件の見直し】 0) 不動 ムページをご覧ください 1月26日施2 有 細につい に無に関 産等を保有する予 ては、 わらず、 市 ホ 認

できます。 により表決を 決に代えて、 ○9月1日施 すること

らは、 表決権の行使の電子 点は、規約又は終終会に出席した しな 会 7) るの構 表決成

のとおり見直されます。 より認可地縁団体制度が次 方自治法の一部改正に 総務課行政係 体制度

☎内線328

はかりの検査を行います

議によ

り、

書

面に

総

電

磁

的 ょ

方

法

間 地域経済活性課

☎内線 260

福島支所地域振興課 ☎ 47-3111 内線 45

鷹島支所地域振興課 ☎ 48-3111 内線 26

長崎県計量検定所

3 095-844-9892

長崎県計量協会

2 095-841-9491

はかりを取引や証明に使用している人は、次の日程で検査を受けてください。 (長崎県計量関係手数料条例により、はかりの種類によって手数料が異なります。)

対象地区	検査日	検査時間	会場
今福	9月14日 (火)	午後1時30分~3時	東部交流センター
飛島	9月15日(水)	午前 10 時 30 分~ 11 時	飛島公民館
青島		午後1時~2時	青島住民センター
阿翁	9月16日 (木)	午前 11 時~ 11 時 30 分	新松浦漁協鷹島支所 阿翁浦荷さばき所
鷹島		午後 1 時~ 2 時 30 分	鷹島支所
鍋串	9月17日(金)	午前 10 時 30 分~ 11 時 30 分	鍋串公民館
塩浜		午後 1 時~ 2 時 30 分	伊万里釜会館
御厨・星鹿	9月28日(火)	午後 1 時 30 分~ 3 時 30 分	御厨公民館
調川・志佐・上志佐	9月29日 (水)	午前 9 時 30 分~正午 午後 1 時~ 3 時	勤労青少年ホーム
松浦市全域	9月30日(木)	午前 9 時 30 分~ 11 時	

【検査の対象となるはかり】

- ①農畜産用(肉乳品・精米など)
- ②水産用
- ③調味料用(みそ・醤油など)
- ④米穀店・精肉店・鮮魚店・青果店のはかり
- ⑤スーパー・雑貨店(金物店・燃料店など)の はかり
- ⑥嗜好品店(お茶・コーヒーなど)のはかり

- ⑦みやげ品店のはかり
- ⑧病院・薬局・保健所などのはかり
- ⑨協同組合など(農協・漁協)のはかり
- ⑩宅配・運送業のはかり
- ⑪保育所・幼稚園・学校の体重測定用のはかり
- ⑫その他取引・証明の目的に使用されている はかり

【検査対象外のはかり】

家庭で使用しているはかり民間計量士で検査を受けたはかり

消費生活センターだより

間 松浦市消費生活センター ☎内線 180

「ワンクリック請求」慌てて支払わないで!!

【事 例】

昨日、スマホで「無料」と表示されていた動画サイトで、「18歳以上」をクリックした後に年齢を入力したら、突然、有料会員登録になってしまった。驚いて「退会の手続き」の画面があったので、表示された電話番号に電話をかけた。すると「有料会員で登録をしているので 45 万円支払ってほしい。支払いがなければ、民事訴訟する」と請求された。どうすればいいか。

(40代、男性)

【一言アドバイス】

- ●ワンクリック請求とは、無料と思って再生画面や年齢確認をクリックした利用者に対し、サイト 運営者が利用者の意思に反して「会員登録」を行い、料金を請求するなどの手口で、インターネット を悪用した不当な料金請求の一種です。
- ●トラブル防止のポイントは次のとおりです。
 - ①「無料」のキーワードでサイト検索をしても無料サイトとは限りません。安易にクリックしないようにしましょう。
 - ②「退会・解約はこちら」「誤操作の方はこちら」などの案内があっても、決して連絡をしてはいけません。支払いをさらに求められたり、個人情報を聞き出されたりする危険があります。
 - ③事業者にお金を支払ってしまうと、取り戻すことは困難です。慌てて支払わないようにしましょう。
 - ④ネットで検索した「トラブル解決」などをうたう窓口に相談したら、相手は探偵業者で、調査費用を請求された上に解決できないといった 2 次被害の事例もあります。まずは消費生活センターへ相談しましょう。

おかしいなと思ったときは、消費生活センターにご相談ください。 消費生活センターでは、市民相談も受け付けております。

一位金用火災で開発の金別的な点後をリー 消防だより

くりも重要な要素となってきます。

間 消防本部消防課予防係 ☎ 0956-72-1211

住宅防火防災対策について

消防本部は、住宅火災による死傷者の低減を図るため、逃げ遅れを防ぐ住宅用火災警報器の設置および維持管理を呼びかけています。今後は、火災を未然に防ぐ ため警報器の設置や管理の徹底に加えて、高齢者に配慮した環境づ

家の中で使うカーテンや寝具には、小さな火だねに接しても着火 しにくく、燃え広がりにくい防炎品があります。火災が発生しても 火災拡大を防止するため、有効な防炎品の使用および住宅用消火器 等の設置について、各家庭で話し合ってみてはいかがでしょうか。

▶消防法に基づき、使用が義務付けられている製品に貼られる防炎 ラベル(上)と、防炎性能がある製品を示す防炎製品ラベル(下)



